

森林の立木を伐採するときには届出が必要です

森林は、災害の防止、水源のかん養、自然環境の保全、木材の供給などのさまざまな機能を有しており、私たちはその恩恵を受けて生活しています。その森林を守るために、森林の立木の伐採行為の実態を把握し、伐採後の森林の更新を確実に行うことは、森林の有する多面的機能を維持するために極めて重要なことです。

このため、森林法においては、

- ① 立木を伐採するときは、事前に「伐採及び伐採後の造林の届出書」
- ② 伐採後の造林が完了したときは、「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」

を提出することが義務づけられています。

1 届出の対象となる森林

- ・ 県知事が策定した地域森林計画の対象となっている民有林

※阿蘇地域振興局林務課、行政情報インターネット地図公開システムなどでご確認ください。

(ただし、保安林は県知事の許可、森林経営計画のたてられている森林は事後の届出、1 haを超える森林の開発には県知事の許可が必要です。)

2 届出の対象者

- (1) 森林所有者が自ら、若しくは依頼して伐採、造林する場合
⇒森林所有者
- (2) 伐採業者が森林所有者から土地及び立木を購入して伐採する場合
⇒伐採業者（土地及び立木を購入した者）
- (3) 伐採業者が森林所有者から立木のみを購入して伐採する場合
⇒森林所有者と伐採業者による連名
- (4) 立木の伐採後に森林以外の用途に利用する場合（土地の売買を行わない場合）
⇒森林所有者と土地の利用者による連名

3 届出の時期

- (1) 伐採及び伐採後の造林の届出書 : 伐採を開始する**90日から30日前**まで
- (2) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書 : 造林を完了した日から**30日以内**

4 無届の場合

- (1) 伐採及び伐採後の造林の届出書 : 100万円以下の罰金（森林法第208条）
- (2) 伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書 : 30万円以下の罰金（森林法第210条）

5 届出に添付する書類

次のページをご確認ください。

詳細は、産山村経済建設課農林係までお尋ねください。

お問い合わせ

産山村経済建設課農林係

0967-25-2213

『伐採及び伐採後の造林の届出書』 添付書類一覧

	区分	添付書類の例	備考
1	添付書類が確認できる書類	チェックリスト（様式第2号）	必須
2	伐採地及び搬出道が確認できる書類	伐採地の位置図又は字図（地籍図）に伐採箇所及び搬出経路をマーキングしたもの	必須
3	土地所有者が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・伐採地の登記簿謄本 ・固定資産税名寄帳 ・評価証明書 所有者名、地番、地目、面積がわかるもので、官公庁が発行したもの	必須
4	森林所有者等の住所が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票（マイナンバーを省いたもの） ・印鑑証明書 ・運転免許証の写し 	必須（土地所有者が森林所有者等と同一でない場合は、土地所有者分も添付すること。）
5	森林所有者等の意思が確認できる書類	確約書（様式第3号）	必須
6	作業路管理者、地元自治会等との協議が確認できる書類	地域関係団体との協議書（様式第4号）	必須（該当する作業路及び自治会等がないと認められる場合を除く。）
7	再造林の意向を確認する書類	再造林意向確認書（森林所有者等用）（様式第5号）	必須
8	土地所有者及び森林所有者等の変更を確認できる書類	土地の売買契約書又は立木の売買契約書等	登記簿謄本の土地所有者と届出書の届出人が異なる場合又は登記簿謄本記載の土地所有者と森林所有者等が異なる場合は必須
9	公道管理者、河川管理者等との協議が確認できる書類	関係施設管理者との協議書（様式第6号）	村長が必要と認めた場合
10	公道管理者への申請が確認できる書類	許可証等の写し	村長が必要と認めた場合